

●香川県告示第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和元年11月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 施行者の名称

観音寺市

2 都市計画事業の種類及び名称

観音寺都市計画下水道事業 観音寺市公共下水道

3 事業施行期間

昭和47年10月24日から令和9年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和47年香川県告示第629号、昭和49年香川県告示第117号、昭和50年香川県告示第606号、昭和57年香川県告示第231号、平成3年香川県告示第722号、平成10年香川県告示第170号、平成10年香川県告示第525号、平成16年香川県告示第84号、平成22年香川県告示第80号、平成23年香川県告示第132号及び平成30年香川県告示第97号の事業地の全てを削除し、観音寺市瀬戸町4丁目、南町1丁目、坂本町1丁目及び観音寺町字内新田の各一部の区域を加える。

(2) 使用の部分

昭和47年香川県告示第629号、昭和49年香川県告示第117号、昭和50年香川県告示第606号、昭和57年香川県告示第231号、平成3年香川県告示第722号、平成10年香川県告示第170号、平成10年香川県告示第525号、平成16年香川県告示第84号、平成22年香川県告示第80号、平成23年香川県告示第132号及び平成30年香川県告示第97号の事業地の全てを削除し、観音寺市瀬戸町1丁目、瀬戸町2丁目、瀬戸町3丁目、瀬戸町4丁目、琴浪町1丁目、琴浪町2丁目、三本松町1丁目、三本松町2丁目、三本松町3丁目、三本松町4丁目、南町1丁目、南町2丁目、南町3丁目、南町4丁目、南町5丁目、昭和町1丁目、昭和町2丁目、昭和町3丁目、栄町1丁目、栄町2丁目、栄町3丁目、坂本町1丁目、坂本町2丁目、坂本町5丁目、坂本町6丁目、坂本町7丁目、天神町1丁目、天神町2丁目、天神町3丁目、茂木町1丁目、茂木町2丁目、茂木町3丁目、茂木町4丁目、茂木町5丁目、茂西町1丁目、茂西町2丁目、西本町1丁目、西本町2丁目、港町1丁目、港町2丁目、幸町、観音寺町字加茂、字洲ノ内、字内新田、字下柳、字松原、字白浜及び字上松、柞田町字三ツ塚、字広野、字清水、字赤泉、字間方及び字川添、村黒町字西屋敷及び字堂免、出作町字二十の全部並びに観音寺市坂本町3丁目、坂本町4丁目、柞田町字下出、村黒町字久保畑及び字平田、流岡町字小原、平成11年香川県告示第886号により免許された埋立区域の各一部の区域を加える。